

## ④ 廃業後の借入金利子

**Q** : 私は、昨年12月に個人で営んでいた喫茶店を廃業しましたが、事業の運転資金として銀行から借り入れた借入金は、今年に入ってから毎月返済しています。

聞くとところによると、事業廃止後に生じた費用についての所得計算の特例があるようですが、この借入金の利子についても、その特例が適用になりますか。

**A** : 借入金利子は特例の適用はありません。

### 【解説】

事業所得等を生ずべき事業を廃止した後において、その事業に係る費用又は損失でその事業を廃止しなかったとしたならばその人のその年分以後の各年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額が生じた場合には、その人のその廃止した年又はその前年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入することができます。

この特例は、廃業前に本来その業務に係る費用又は損失として計上される可能性のあったものが、結果として廃業後に発生したため、その事業の費用又は損失として認められないのでは課税上不利になるので、廃業の年の事業所得の金額の計算上必要経費として再計算する趣旨で、借入金の利子のような期間対応の費用を対象にはしていないと考えられます。

したがって、ご質問の場合の借入金の利子は、事業を廃止した後の期間に対応するもので、家事上の費用に該当することになりますから、事業廃止後の必要経費の特例の適用を受けることはできません。

